

## SU18707 択一ターゲット攻略講座 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
157	ページ下部, (注2)および(注3)	別紙1のとおり修正		19/1

## 【別紙1】

### □誤

(注2) 既判力は相殺をもって対抗した額(訴求債権の消滅を認めるのに必要な額)についてのみ生ずる。

→ 被告は、別訴で50万円を請求することができる。

(注3) 相殺の抗弁を提出するとともに残額(50万円)を請求する別訴(反訴)を提起することができる。

### □正

(注2) 被告が原告に対して反対債権について訴えを提起し、その存在を主張することは、認められない。

(注3) 既判力は相殺をもって対抗した額(訴求債権の消滅を認めるのに必要な額)についてのみ生ずる。

→ 相殺の抗弁を提出するとともに残額(50万円)を請求する後訴を提起することができる。